

与那原町障害者優先調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条に規定する障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、以下のとおり方針を定める。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、与那原町の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。なお、与那原町に所在の障害者就労施設等からの調達を優先するものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく施設等
 - ア 就労継続支援事業所（A 型、B 型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）に基づく施設等
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障害者の雇用者数が 5 人以上
 - ② 障害者の割合が従業者の 20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者の割合が 30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達する物品等の種類

特に分野を限定せず、障害者就労施設等が供給する物品等とする。

6 共同受注窓口の活用

障害者総合支援法に基づく施設等に係る物品等の情報収集及び受発注調整に当たっては、共同受注窓口である「一般財団法人沖縄県セルフセンター」(※注)を積極的に活用し、発注推進を図るものとする。

(※注) 障害者の自立と社会参加を促進するために、障害者就労施設等の作業の受注確保や製品等の販路拡大等に取り組んでいる事業者団体である。

7 担当窓口

本方針の担当窓口は、福祉課(以下「担当課」という。)とする。

8 調達の方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取り組みを行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の共有

担当課は、町内の障害者就労施設等から提供を受けることが可能な物品等調達推進のための情報を提供する。

(2) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を効果的に利用する。

9 調達の目標

前年度の調達実績以上となるよう努めるものとする。

10 調達方針及び調達実績の公表

担当課は、本方針及び毎会計年度終了後に取りまとめた調達実績の概要について、与那原町ホームページ等により公表する。

11 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、毎年度本方針の見直しを行うものとする。

附 則

本方針は、平成31年3月1日から施行する。